

平成二十八年十月十七日提出  
質問第七〇号

いわゆる年金カット法案の「賃金スライド徹底ルール」に関する質問主意書

提出者 井坂信彦

## いわゆる年金カット法案の「賃金スライド徹底ルール」に関する質問主意書

第百九十回国会に提出された「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」、いわゆる「年金カット法案」には、年金受給額の改定ルールを賃金変動と物価変動の低い方に合わせるルールに見直す内容が含まれている。この「賃金スライド徹底ルール」に関し、以下の質問をする。

一 「物価が上がっても賃金が下がれば年金も下がる」という政府提出法案の「賃金スライド徹底ルール」は、すでに年金を受給している高齢者だけでなく、現在五十代以下の現役世代や、まだ生まれていない将来世代の老後にも等しく適用されるか。

二 前述の「賃金スライド徹底ルール」によって、現役世代や将来世代が老後に年金受給を開始した後の年金改定では、現行ルールに比べて年金改定額が減ることになるか。

(特に、「賃金改定率へ物価改定率へゼロ」の年の年金改定額、および「賃金改定率へゼロへ物価改定率」の年の年金改定額)

三 一、二を踏まえ、「賃金スライド徹底ルール」によって、実質的に国民の年金がカットされることに対

する政府の見解は如何に。年金制度を維持するためにはやむを得ないという理由ではなく、国民の年金そのものが超長期的にカットされることに対する政府の見解を問う。

右質問する。